



2026年5月12日

各位

会社名 株式会社しずおかフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 柴田 久
(コード番号 5831 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 松下 英人
(TEL 054-261-3111)

**一般財団法人静岡ミライ共創財団の設立および
財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

株式会社しずおかフィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）は、2025年11月7日付「当社株式を活用した一般財団法人の活動支援に関するお知らせ」にて検討開始することをお知らせしていた標題の件について、2026年5月12日開催の取締役会において、子会社である株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）が設立予定の一般財団法人静岡ミライ共創財団（以下「本財団」といいます。）の活動を、継続的、安定的に支援することを目的とし、当社株式の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記の通りお知らせします。

なお、本件自己株式処分につきましては、2026年6月19日開催予定の当社第4期定時株主総会における特別決議による承認を条件として実施します。

記

1. 本財団の設立について

(1) 本財団設立の目的

当社は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」を掲げ、地域で生まれ育った総合金融グループとして、グループ各社が多様な価値を提供し、地域の経済と文化の発展やステークホルダーの皆さまの心の充実に貢献できるよう、各種事業を推進しています。

また、2026年度より開始した第2次中期経営計画「Xover2.0～ともに、未来へ」では、10年ビジョンを「しずおかフィナンシャルグループとステークホルダーの成長が共鳴・循環する状態」と定め、地域やお客さまの課題解決やニーズへの対応に注力し、すべてのステークホルダーのウェルビーイングの継続的向上および当社の企業価値向上の両立につながる活動に取り組んでいます。

その一環として、静岡銀行が、新たな産業創造や課題解決プロジェクトを創出するとともに、地域の将来を担う人財を育成し、地域産業の振興と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に、本財団を設立することといたしました。

(2) 本財団の概要

① 名称	一般財団法人静岡ミライ共創財団
② 理事長	中西 勝則（※） ※同氏は当社の取締役（取締役会長）ですが、2026年6月19日開催予定の当社第4期定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役（取締役会長）を退任する予定です

③ 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> • 交流、連携及び協働を促進するイベント、プログラムの企画、運営及び実施 • 新規事業創出、地域課題解決に資する活動等に対するコンサルティング、伴走支援、助成及び補助 • 共創拠点の企画、整備、運営、管理、賃借、賃貸及び利用提供 • 人財育成、教育、研修及び学習機会の提供 • 上記に関する調査、情報収集及び情報発信
④ 活動原資	年間約 5 億円（予定） 事業活動による収益及び本件自己株式処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資とします
⑤ 設立年月	2026 年 7 月（予定）
⑥ 当社との関係	
資本関係	当社の子会社である静岡銀行が本財団の出捐企業となる予定です
人的関係	当社の現任取締役（2026 年 6 月 19 日開催予定の当社第 4 期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定）1 名が本財団の理事長に就任する予定です。 また、当社の現任執行役員（2026 年 6 月 19 日開催予定の当社第 4 期定時株主総会における選任をもって当社取締役就任予定）1 名が本財団の評議員を兼務する予定です
取引関係	静岡銀行が本財団の設立にあたり、基本出捐金 3 百万円を寄付金として拠出する予定です
関連当事者への該当状況	該当事項はありません

2. 自己株式について

< 処分要領 >

① 処分期日 (払込期間)	2026 年 9 月 1 日から同月末日まで（具体的な日付は、関係手続の進捗に応じ決定いたします）
② 処分株式数	普通株式 4,000,000 株
③ 処分価額	1 株につき 1 円
④ 調達資金の額	4,000,000 円
⑤ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑥ 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑦ その他	本件自己株式処分については、2026 年 6 月 19 日開催予定の当社第 4 期定時株主総会において上程予定の「一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」の特別決議による承認を条件とします

3. 処分の目的及び理由

本財団は、現時点で以下の活動を予定しています。当社は、本財団の活動を継続的、安定的に支援することにより、地域経済の発展に貢献することを目指しており、これが当社の企業価値向上につながるものと考えています。

活動内容	地域企業やスタートアップ等の共創による新規事業、地域課題解決プロジェクトの創出、人材育成支援、助成等
活動のターゲット	静岡県内を中心とする地域企業、自治体、教育機関、国内外のスタートアップ企業、地域住民、学生等
活動地域	静岡県を中心とする国内を想定
実施予定の具体的な活動事例	① 事業共創を促す各種イベント、プログラムの企画・開催（ピッチコンテスト、アントレプレナープログラム等） ② プログラムを通じて創出されたプロジェクトへの伴走支援、試行費用などの助成 ③ 地域企業や参加者等の活動場所、発信機会の提供
企業価値向上との関係	本財団の活動による地域の新規事業、地域課題解決プロジェクトの創出を通じ、静岡県内人口の社会増や静岡県内実質総生産の発展など当社がサステナビリティ指標として掲げる社会インパクトの創出を実現することで、以下の企業価値向上につなげる ① 預金増加、投融資・M&Aなどの各種経常収益の増加 ② スタートアップ、自治体等との更なるネットワークと信頼関係の構築・深化 ③ ブランドイメージ、役職員のエンゲージメントの向上

以上を踏まえ、本財団の活動を継続的、安定的に支援するために必要な活動原資を、当社株式の配当により拠出することを可能とするために、本件自己株式処分を実施するものです。

本件自己株式処分にあたり、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は当社株式の配当等の信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。本件自己株式処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	4,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	0 円
③ 差引手取概算額	4,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、上記一連の仕組み（以下「本スキーム」といいます。）の構築に必要な諸費用への充当を予定しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は、本スキームの構築に要した諸費用への充当を予定しています。各諸費用は本スキームの構築に必須のものであり、当該資金使途には合理性があるものと考えております。

6. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、地域企業、自治体、教育機関、スタートアップ等の共創による新規事業や課題解決プロジェクトを支援するとともに、地域の将来を担う人財育成に長期的に取り組めます。これらの活動は、地域経済の持続的な成長に資するのみならず、預金、投融資などの収益機会の拡大や、スタートアップ、自治体等との更なるネットワーク構築や信頼関係の深化、ブランドイメージや役職員のエンゲージメントの向上など、当社の中長期的な企業価値向上につながるものと考えています。

本件自己株式処分は、本財団の活動を継続的かつ安定的に支援することを目的とするものであり、調達する資金（信託財産）は、上記 4. (2) の通り、本スキームの構築に必要な諸費用への充当を予定しています。このため、払込金額については、当該目的及び本スキームの性質（本財団の活動原資の安定的確保を目的とし、短期的な株式売却を想定していないこと等）を踏まえ、1株当たり1円とすることが合理的であると考えています。

なお、本件自己株式処分は、処分予定先に対する有利発行に該当するため、2026年6月19日開催予定の当社第4期定時株主総会において上程する予定の「一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」の特別決議による承認が条件となります。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分における処分株式数は4,000,000株とし、本財団の活動を継続的に維持するための原資（配当等）を確保する観点と、既存株主への希薄化影響を抑制する観点の双方を踏まえ、バランスの取れた水準として設定しています。

また、処分株式数4,000,000株は、2026年3月31日現在の発行済株式総数580,129,069株に対し、0.69%と小規模なものであり、株式の希薄化への影響は軽微であると判断しています。

加えて、2025年11月7日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」にて公表しました通り、当社は、自己株式取得に係る取締役会決議を行い、同決議に基づき、2025年11月12日から2026年1月23日までの間、約200億円の自己株式の取得を実施しました。また、2026年2月12日付「通期連結業績予想の修正、期末配当予想の修正（増配）および自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」にて公表しました通り、自己株式取得に係る取締役会決議を行い、同決議に基づき、2026年2月17日から同年3月13日までの間、追加で約100億円の自己株式取得を実施し、株式の希薄化に対処する措置を講じています。

さらに、株式会社日本カストディ銀行は、本件自己株式処分により本信託が取得する株式の議決権を、信託期間を通じて行使しないものとします。これにより、上記の通り本信託が本件自己株式処分により処分された株式を継続して保有する間、議決権割合に対する影響も実質的に生じないことになると考えています。

上記を総合的に勘案し、本件自己株式処分による株式の希薄化の規模については合理的と判断しています。

7. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

① 名称：株式会社日本カストディ銀行

② 信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、本財団の活動を実施させること
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	本財団
信託契約日	2026年9月（予定）
信託の期間	2年（予定）

株式会社日本カストディ銀行は、本件自己株式処分により本信託が取得する株式の議決権を、信託期間を通じて行使しないものとします。なお、受託者である三井住友信託銀行株式会社との信託契約については今後詳細を決定していくことを予定しています。

※なお、当社は、処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係のないことについて、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

(2) 処分予定先を選定した理由

「3. 処分の目的及び理由」に記載の目的を実行するにあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三井住友信託銀行株式会社が最適であるとの判断に至り、同社を受託者として選定しました。株式会社日本カストディ銀行は、当社が三井住友信託銀行株式会社と締結する予定の本信託の信託契約（以下「本信託契約」といいます。）に基づき、再信託受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても株式会社日本カストディ銀行が行うことから、株式会社日本カストディ銀行を処分予定先として選定しました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先である株式会社日本カストディ銀行は、本信託契約に基づき、当社の配当を原資とした信託収益を本財団に交付します。本信託は、本信託契約に基づき処分株式を保有する予定です。なお、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。また、処分予定先は、本件自己株式処分により本信託が取得する株式の議決権を、信託期間を通じて行使しないものとします。

当社は処分予定先である株式会社日本カストディ銀行から、払込期日より2年間において、特段の理由により当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて内諾を得ています。

なお、本財団は、その目的を達成するために持続的かつ安定的な活動が求められており、本件自己株式処分は本財団の活動原資の拠出のために実施されるため、本信託契約の信託期間は上記の2年間の経過後も延長され、本信託による当社株式の保有も継続される予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先である株式会社日本カストディ銀行は、当社が今後設定する本信託の信託財産である金銭をもって払込みを行います。

8. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（2026年3月31日現在）		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77,582,300株 (14.613%)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77,582,300株 (14.504%)
日本生命保険相互会社	29,745,736株 (5.603%)	日本生命保険相互会社	29,745,736株 (5.561%)
明治安田生命保険相互会社	29,117,819株 (5.485%)	明治安田生命保険相互会社	29,117,819株 (5.444%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,274,800株 (5.138%)	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	31,274,800株 (5.847%)
住友生命保険相互会社	13,070,000株 (2.462%)	住友生命保険相互会社	13,070,000株 (2.443%)
JPモルガン証券株式会社	11,056,496株 (2.083%)	JPモルガン証券株式会社	11,056,496株 (2.067%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,330,564株 (1.569%)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,330,564株 (1.557%)
スズキ株式会社	7,000,800株 (1.319%)	スズキ株式会社	7,000,800株 (1.309%)
東京海上日動火災保険株式会社	6,965,400株 (1.312%)	東京海上日動火災保険株式会社	6,965,400株 (1.302%)
JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,747,780株 (1.271%)	JP MORGAN CHASE BANK 385781	6,747,780株 (1.262%)

注1. 上記は、発行済株式総数 580,129,069 株から自己株式 49,232,815 株を除いた 530,896,254 株に対する所有株式数の割合（%）を記載しております。なお、当該自己株式には、従業員向け株式交付信託（RS 信託）に係る信託口が保有する当社株式（345 千株）は含まれておりません。

注2. 処分後の大株主及び持株比率については、2026年3月31日現在の株主名簿を基準に、本件による自己株式の処分（4,000,000 株）による増減株式数のみを考慮したものです。

9. 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結経常収益	346,526百万円	341,277百万円	438,546百万円
連結経常利益	102,224百万円	102,073百万円	130,298百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	57,760百万円	74,618百万円	90,469百万円
1株当たり連結当期純利益	104.17円	136.37円	167.66円
1株当たり配当金	39.00円	60.00円	80.00円
1株当たり連結純資産	2,188.01円	2,153.14円	2,321.83円

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	965.00円	1,453.50円	1,656.50円
高 値	1,555.00円	1,788.00円	3,150.00円
安 値	944.00円	1,140.00円	1,252.00円
終 値	1,447.00円	1,623.00円	2,562.50円

② 最近6ヵ月間の状況

	2025年 11月	2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月	2026年 4月
始 値	2,075.00円	2,294.00円	2,450.00円	2,557.00円	2,990.00円	2,712.50円
高 値	2,276.00円	2,466.00円	2,669.00円	3,150.00円	3,017.00円	2,911.50円
安 値	2,037.50円	2,265.00円	2,433.50円	2,490.50円	2,452.00円	2,603.50円
終 値	2,262.50円	2,432.00円	2,518.00円	3,144.00円	2,562.50円	2,751.00円

③ 処分決議日前営業日における株価

	2026年5月11日
始 値	2,776.50円
高 値	2,826.00円
安 値	2,766.50円
終 値	2,811.50円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

以 上

各位

「一般財団法人静岡ミライ共創財団の設立および財団の活動支援を目的とした
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に関する Q&A

Q1：本件の概要を簡潔に説明してください。

A1：株式会社しずおかフィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）は、一般財団法人静岡ミライ共創財団（以下「本財団」といいます。）の活動を安定的に支援するため、信託銀行を受託者とする他益信託を設定し、当該信託銀行へ当社自己株式を割り当てます。信託銀行は、保有株式から生じる配当等の信託収益を本財団へ交付し、本財団は当該収益を原資として、地域企業の新規事業開発に係る伴走支援、地域課題解決プロジェクトの組成支援等、地域経済・社会の活性化に資する事業の実施に必要な費用に充当します。処分株式数は、4,000,000株（発行済株式総数の0.69%）とし、信託銀行は議決権を行使しません。処分価額は1株1円を予定しており、有利発行に該当するため、2026年6月19日開催予定の当社第4期定時株主総会における特別決議を条件として、2026年度中の実施を予定しています。

Q2：なぜ、しずおかフィナンシャルグループの事業として実施するのではなく、財団法人の事業とするのでしょうか。

A2：財団法人が事業を行うことで、当社グループ以外の主体が参画しやすい中立性や透明性の高い枠組みを確保でき、中長期的な活動を安定的に継続することが可能となります。また、多様なステークホルダーの参画機会が増えることにより、地域で継続的に挑戦が生まれ育つ環境づくりを促進することが可能と考えています。

なお、当社は、本財団の運営体制および利益相反管理体制等を整備するとともに、本財団の活動状況・実績等を継続的に開示し、透明性の確保に努める方針です。

Q3：なぜ、しずおかフィナンシャルグループや静岡銀行からの寄付ではなく、配当（信託収益）を活動原資とするのでしょうか。

A3：寄付を主たる原資とする場合、財団活動が資金拠出者の年度予算や利益水準などに左右されやすく、また、寄付は費用として資金拠出者の利益水準を直接押し下げため、株主還元との優先関係や位置づけに関して説明しにくくなる可能性があります。

一方、当社株式の配当を原資とする場合、当社の収益力向上や配当の持続的な実施が、株主の皆さまへの還元と財団活動の安定原資の確保の双方に繋がる設計となり、財団活動の継続性および実効性を高めるうえで合理的であると判断しています。

Q4：今回の自己株式処分において、本財団を処分予定先とせず、信託銀行に株式を信託する理由は何ですか。

A4：今回処分する株式の議決権の行使によって当社のガバナンスが歪められることのないよう、本財団から議決権を分離し、当該株式の議決権を不行使とすることを確保するためです。

Q5：信託された株式の議決権はどのように取り扱われますか。

A5：信託契約に基づき、信託銀行は、本件自己株式処分により取得する株式の議決権を行使しません。

Q6：第三者割当を時価発行ではなく、有利発行とする理由は何ですか。

A6：本スキームにおいて、自己株式の処分は、財団の活動原資を長期安定的に確保することを目的としており、当社資金調達を目的とするものではありません。処分価額を時価とした場合には、財団が時価相当の資金を拠出する必要が生じ、公益目的の活動基盤を早期に立ち上げ、継続運営するとの本スキームの目的に合致しないと考え、有利発行の選択に至りました。

Q7：処分株式数（4,000,000株）の妥当性、および自己株式の処分により株式が希薄化することについて、どのように考えますか。

A7：処分株式数は、株主の皆さまへの希薄化影響に留意しつつ、本財団の活動を長期安定的に継続するための原資を確保する水準にて設定しています。

1株当たり80円の当社年間配当を仮定した場合、4百万株では年間3.2億円となり、約5億円の事業規模を想定する本財団の活動を中長期にわたり支えることができると考えています。

また、4百万株は発行済株式総数の約0.69%であり、希薄化への影響は限定的と考えています。

Q8：本財団の行う活動が、しずおかフィナンシャルグループの企業価値向上にどのようにつながるのでしょうか。

A8：当社は静岡銀行を主要な事業会社とする地域に根差した総合金融グループであり、静岡県内を中心とする強固な顧客基盤に支えられております。地域経済の持続的な発展は当社グループの中長期的な成長の源泉であり、本財団の活動はその成長を下支えする重要な取り組みと考えています。

本財団の活動を通じ、静岡県内人口の社会増や静岡県内実質総生産の発展といった社会インパクトをもたらすことで、預金や投融資の増加などの収益機会の拡大を図り、企業価値の向上につなげてまいります。

Q9：財団の活動の成果はどのようにモニタリングし、どのような形で開示しますか。

A9：本財団の活動状況・実績について、主要施策、支援状況、アウトカム指標等を定期的に把握し、当社のディスクロージャー（統合報告書等）を通じて継続的に開示する予定です。指標は、財団の支援を通じて生まれた新規事業・プロジェクト件数等の活動量に加え、実証（PoC）件数、事業化・協業の進捗等、成果が把握できる形で設定していきます。

以上